

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(三六一・北秋田地振興局農林地部)……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(三六一・三六二・北秋田地振興局建設部)……………	1
○道路区域の変更及び供用開始(三六四・秋田地振興局建設部)……………	1
公告	
○療育手帳システムサーバ及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施(福祉相談センター)……………	2
○土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林地部)……………	2
○土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林地部)……………	2
○特定調達契約に係る落札者の決定(警察本部会計課)……………	2
選挙管理委員会告示	
○個人演説会等を開催することができる施設の指定解除(一二七)……………	3

告 示

秋田県告示第三百六十一号
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八
 条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
 更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五

一 道路の区域

道路の種類	旧	新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	高岡追分線			A 秋田市金足鳩崎字三十刈八番二から金足小泉字三草川谷地十七番二ま	五・〇〇一六・〇〇	〇・一七〇

項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
 鷹巣町農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項各号に掲げる事業

三 変更内容
 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴
 う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
 平成二十一年七月二十八日

秋田県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条
 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
 次のとおり告示する。
 平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 施行者の名称
 大館市

二 都市計画事業の種類及び名称
 大館都市計画下水道事業 大館市公共下水道

三 事業施行期間
 昭和六十二年十一月十七日から平成二十七年三月三十一日ま

四 事業地
 (一) 取用の部分
 昭和六十二年秋田県告示第六百八十号、平成四年秋田県告
 示第四百十九号、平成六年秋田県告示第五百十二号、平成十
 年秋田県告示第四百三十三号、平成十三年秋田県告示第七十
 三号ならびに平成十六年秋田県告示第八百五十四号の事業地
 に、大館市字観音堂、有浦二丁目、有浦三丁目、有浦四丁

目、有浦五丁目、有浦六丁目、御成町一丁目、御成町三丁
 目、御成町四丁目、中道二丁目、中道三丁目及び松木字大上
 を加え、有浦一丁目、御成町二丁目及び字清水堰添において
 事業地を変更する。

(二) 使用の部分
 なし

秋田県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条
 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
 次のとおり告示する。
 平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 施行者の名称
 大館市

二 都市計画事業の種類及び名称
 比内都市計画下水道事業 大館市公共下水道

三 事業施行期間
 平成元年七月十一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地
 (一) 取用の部分
 平成元年秋田県告示第四百七十六号、平成八年秋田県告示
 第三百七十四号、平成十年秋田県告示第五百九十五号、平成
 十三年秋田県告示第二百六十四号ならびに平成十七年秋田県
 告示第五百九十六号の事業地に変更なし。

(二) 使用の部分
 なし

秋田県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ
 き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県道	新	高岡追分線	B 秋田市金足鳩崎字三十刈三番九地先から金足小泉字三草川谷地七番二まで	一・一〇〇〇〇三三・〇〇〇	〇・四一四
			秋田市金足鳩崎字三十刈三番九地先から金足小泉字三草川谷地七番二まで	一一・〇〇〇〇三三・〇〇〇	〇・四一四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

- 二 供用開始の期日 平成二十一年八月十日午前九時
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年八月七日から同月二十一日まで

療育手帳システムサーバ及びプリンタの賃貸借契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
 - (一) 賃貸借事業名 療育手帳システム機器等賃貸借
 - (二) 借入物品名及び数量 サーバ本体 一式 プリンタ 一式 ソフトウェア 一式
 - (三) 借入物品の仕様等 賃貸借仕様書のとおり
 - (四) 納入期限 平成二十一年九月十一日(金)
 - (五) 賃貸借期間 平成二十一年十月一日(木)から平成二十六年九月三十日(火)まで
 - (六) 借入物品の設置場所 賃貸借仕様書のとおり
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び賃貸借仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇一〇〇〇一 秋田市中通二丁目一番五十一号
 - (二) 秋田県福祉相談センター(電話番号〇一八―八三一―二三〇一)

入札執行の日時及び場所
平成二十一年八月二十四日(月)午後二時
秋田県福祉相談センター会議室

入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- 四 入札の方法
 - (一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効 規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 契約書作成の要否 要
- (五) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び賃貸借仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (六) その他 詳細は入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 退任理事の住所及び氏名 能代市二ツ井町飛根字富根百三十八番地一 池端 重光
 - 二 退任理事の住所及び氏名 能代市二ツ井町飛根字清水三十七番地五 池端 秀巳
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年八月七日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 就任理事の住所及び氏名 仙北市田沢湖神代字下生田百九十三番地一 佐藤 通純
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
- 平成二十一年八月七日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 落札に係る借入物品の名称及び数量
汎用コンピュータ (ACOS i-PX9000/モデルS241) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年七月二十一日
- 四 落札者の名称及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番
一号
- 五 落札金額
月額 四百九十七万六千四百五十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年五月二十九日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨美郷町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
美郷町総合体育館	美郷町六郷字作山二百四十二番地	平成二十一年七月二十七日	

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄